

平成24年第4回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 平成24年4月13日 午前10:00

○閉 会 午前10:40

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	6 番 澤 井 昭 二 郎	7 番 菅 原 久 和
8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹	10 番 佐 藤 義 久
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐 々 木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（1名）

5 番 菅 原 理 恵 子

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生活環境課長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社会福祉課長 大 木 充
高齢福祉課長 小 玉 隆	健康推進課長 北 嶋 眞 喜 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都市建設課長 渡 部 智
上下水道課長 菅 原 正 光	総務学事課長 工 藤 素 子

幼児教育課長	佐々木 雅 輝	生涯学習課長	菅 原 一
スポーツ振興課長	村 上 久 尚	選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	三 浦 永 寿
農業委員会事務局長	門 間 善一郎		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊 藤 正	議会事務局次長	畠 山 靖 男
--------	-------	---------	---------

平成24年第4回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

平成24年4月13日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告（市長）
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認について（平成23年度潟上市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第37号 平成24年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について



午前10時00分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回潟上市議会臨時会を開会します。

なお、5番菅原理恵子議員から所用のため欠席の届がありましたので、ご報告します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、17番堀井克見議員及び18番藤原幸雄議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

**【日程第3、行政報告】**

○議長（千田正英） 日程第3、市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日ここに、平成24年第4回臨時会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、強風による被害報告と提出議案の概要について申し上げます。

日本海で急速に発達した低気圧の影響により、4月3日午後2時6分、沿岸8市町に暴風警報が発令されました。その後、3日深夜から4日にかけて長時間にわたり記録的強風が吹き荒れ、市内各所で被害が発生しております。市では4日午前6時に暴風対策警戒部を設置し、対応に当たってまいりましたが、10日午後2時に解散しております。

主な被害状況ですが、天王地区で53歳の男性（秋田在住者）が屋根の雨樋を修理しよ

うとして転落、左足膝を骨折する重傷を負ったほか、強風による屋根の剥離など住家の一部破損50棟、非住家の全半壊47棟、高潮による床下浸水1棟などを確認しております。なお、被害に遭った住宅の修繕については、現行の「住宅リフォーム補助金」が利用可能であります。

また、市内5,317戸の停電に加え、株山など50戸で上水道の断水が発生致しました。その後、停電は5日の午後6時30分に復旧、断水は4日の午後8時にすべて解消しております。

一方、市有建物の被害は、天王総合体育館屋根の防水シート剥離など60件発生しております。また、市有地の倒木も発生しており、これらの復旧を防ぐため、本臨時会に災害復旧費として2,700万円の補正予算案を提出しております。

さらに、農業関連被害として11日現在、ビニールハウスの全壊及びビニールの破損が650棟、被害額約7,500万円と多大な被害が発生しております。この被害に対し、市農業委員会からは、被害施設にかかわる資材の購入助成支援の緊急要望書が提出されております。また、秋田みなみ、あきた湖東の両農業協同組合からも、農家の再建と生産維持に関する支援要請を受けております。

現在、県においては市町村と協調し、資材購入への補助金支給を検討しており、来週早々にも具体的な方針が示される予定であります。市としましてもこれらの動向を見極め、関係団体と連携し、農家の方々が今後の営農に不安を抱くことのないよう可能な限り対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

このほか、漁業協同組合施設でも3件の被害が発生しております。

以上の結果、潟上市全域にわたる被害総額は、11日現在で1億5,123万4,000円に上っております。

次に、潟上市と五城目警察署との「暴力団排除に関する合意書」への調印について申し上げます。

先の定例議会で可決され、4月1日から施行しております「潟上市暴力団排除条例」による暴力団排除の実効性をより高めるため、五城目警察署との「暴力団排除に関する合意書」への調印を五城目警察署管内の自治体に先駆けて4月9日に行っております。この合意書調印を契機に、暴力団排除条例が実際に機能するよう、警察関係機関のご理解とご協力をいただきながら、暴力団のいない安全・安心なまちづくりに一層努めてまいります。

本臨時会には平成23年度潟上市一般会計補正予算他2件の専決処分の承認、議案として一般会計補正予算（案）を提出しております。

詳細については関係部長が説明しますので、宜しくお願いを申し上げます。

○議長（千田正英） これで市長の報告を終わります。

【日程第4、承認第1号 専決処分の承認について（平成23年度潟上市一般会計補正予算（第11号））】

○議長（千田正英） 日程第4、承認第1号、専決処分の承認について（平成23年度潟上市一般会計補正予算（第11号））を議題と致します。

議案の朗読を省略します。

承認第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、第4回潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。その中の承認第1号について申し上げます。

議案書の1ページをお願い致します。

承認第1号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年4月13日提出 潟上市長 石川光男

議案書の2ページをお開きください。

専決処分書

平成23年度潟上市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成24年3月30日 潟上市長 石川光男

別冊の平成23年度潟上市一般会計補正予算書（第11号）の1ページをお開き願いたいと思います。

平成23年度潟上市一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億299万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億7,973万3,000円とするものでございます。

歳入予算について申し上げます。

4ページの方をお願い致します。

9款1項1目地方交付税につきましては、3億299万8,000円を追加するものでござい

まして、特別交付税でございます。

このたび交付された特別交付税は、総額 3 億 1,492 万 2,000 円でしたが、そのうち 1,192 万 4,000 円につきましては、国の第 3 次補正予算を活用した補助事業の地方負担分について補てんするために交付されたものでございます。そのために平成 24 年度への繰越事業の充当財源としてまずする必要がございます。したがって、このたびの補正予算（第 11 号）では、特別交付税の交付決定額と予算計上済額の差額 3 億 299 万 8,000 円を予算計上するものでございます。

続いて歳出予算について申し上げます。

2 款 1 項 18 目基金費につきましては、3 億 299 万 8,000 円の追加でございます。

歳入の説明でも申し上げましたように、特別交付税を財政調整基金に積み立てるものでございます。これによりまして、平成 23 年度末における財政調整基金の残高につきましては 13 億 8,352 万 1,000 円となりますことをあわせてご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより承認第 1 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより承認第 1 号を採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第 1 号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

【日程第 5、承認第 2 号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）

○議長（千田正英） 日程第 5、承認第 2 号、専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第 2 号について、当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、提出議案書の 3 ページをお願い致します。

承認第 2 号、専決処分の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3



項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年4月13日提出 潟上市長 石川光男

議案書の4ページをお開きください。

専決処分書

潟上市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成24年3月31日 潟上市長 石川光男

議案書の5ページから10ページ、それから参考資料の1ページから10ページに条例の改正部分の説明と新旧条例の対照表について添付させていただいております。私の方からは改正の理由と主な改正内容について申し上げたいと思います。

改正の理由につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日に施行されるために専決処分としたものでございます。

次に、主な改正内容について申し上げます。

まず一つ目としては、市民税においては、公的年金等にかかわる所得以外の所得を有しなかったものについては、公的年金等支払報告書に寡婦控除対象者の記載があるため、改めて申告する必要がなくなるために条文から削除するものでございます。これにつきましては、対象から除外するという内容ではございませんで、改めてこの報告書の中にそういうふうな欄が設けられたということで、条文の方からこれまでの部分については削除するというような内容でございます。

それから、二つ目としては固定資産税についてでございますけれども、条文中「平成21年度から平成23年度まで」とあるものを「平成24年度から26年度」までと表記するものでございます。改めて3年間延長されるというような内容でございます。

それから、地方税の特例についてでございますけれども、国が一律にこれまで定めていた内容を地方自治体が自主的に判断、条例として決定できるようにする仕組み、これは地域決定型地方税の特例措置と言われております。通称、わがまち特例と言われておりますけれども、これを導入するというような条例の内容でございます。

続いて、図書館・博物館、あるいは幼稚園を設置する一般社団、あるいは財団法人、これは特例民法法人と言われておりますけれども、これらにかかわる固定資産税等の非課税措置を追加するというものでございます。それに東日本大震災にかかわる被災住居

の財産の敷地にかかわる譲渡権限、譲渡期限、これが3年から7年にまず延長するというようなこともこの中には入っております。

なお、条例の施行期日につきましては平成24年4月1日でございますけれども、第35条の2第1項但し書の改正規定及び第2条第1項の規定につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第2号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

【日程第6、承認第3号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）】

○議長（千田正英） 日程第6、承認第3号、専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案書の11ページをお願い致します。

承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年4月13日提出 潟上市長 石川光男

議案書の12ページをお開きください。

専決処分書

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成24年3月31日 潟上市長 石川光男

改正の理由と主な改正内容について申し上げます。

改正の理由につきましては、これも市税条例と同様に地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日に施行されたために専決処分したものでございます。

主な改正内容について申し上げます。

議案書の13ページ及び参考資料の11ページから12ページの方に掲載しておりますように、潟上市国民健康保険税条例の附則に東日本大震災にかかわる被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の1項目を加えるものでございます。

内容につきましては、それこそ所有期限が10年を超える個人の家屋が被災により滅失した場合における特例措置の期間を、これまでの3年から7年とするものでございます。

詳しい内容につきましては、居住用財産を譲渡した場合の軽減税率、譲渡所得が6,000万円以下の部分にあつては10%、あるいは6,000万円を超えるものについては15%とする特例について、大震災によりまして居住家屋を滅失した場合には当該居住用家屋の敷地にかかわる譲渡期限、これは特例期限でありますけれども、これまで3年であったものを7年に延長するというような内容について、この1項目をこの国保税条例の方に新たに加えるというような内容でございます。

なお、附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 今説明を受けましたけれども、東日本大震災にかかわる住居の関係ということで財産の関係ということですが、対象となる方、今のところはいないと思いますが、今後その対象となる可能性のある人も今度出てくると思うので、この告知の方法について、ただ広報でお知らせするんじゃなくて、何人も対象可能となる方はいないと思うので、そこら辺は役所の方から、担当課の方から説明をしにいくことも必要じゃないかなと思われまうけれども、その辺の告知の仕方についてお考えを伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 14番藤原典男議員の質問にお答え申し上げます。

本市の方には、岩手県、それからあと宮城県、福島県の方から5世帯13名の方々が転入されております。この方々については、被災地での状況についてはこちらの方では確

認といたしますか把握はされておられませんけれども、個々の事情はあろうかと思っておりますけれども、この条例が承認されますことによりまして、この後すぐにでもその方々にご連絡申し上げたいと思っております。

ただ、今後このような措置を受けられる方々が転入されることもあろうかと思っておりますので、逐次、情報については提供してまいりたいというふうにまず考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思っております。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第3号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

【日程第7、議案第37号 平成24年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第7、議案第37号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第37号について、当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、提出議案の14ページをお願い致します。

議案第37号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成24年4月13日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成24年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）の1ページをお願い致します。

議案第37号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億6,600万円とするものでございます。

予算書の4ページをお願い致します。

歳入予算についてご説明申し上げます。

18款1項1目繰越金につきましては、2,240万円の追加で、前年度繰越金でございます。

19款5項5目雑入につきましては、459万8,000円の追加でございます。このたびの強風により被害を受けた市有施設につきましては、財団法人全国自治協会秋田県支部の建物災害共済保険に加入しておりますことから、この災害共済金を復旧の財源に充てるものでございます。

続いて歳出について申し上げます。

11款1項1目災害復旧費につきましては、2,700万円の追加でございます。強風被害への対応として市有施設の復旧にかかわる関連予算を計上するものでございます。

被害の詳細と予算額の内訳につきましては、別にお配りしている資料の方に別紙1・2となっておりますので、そちらの方をご覧になっていただきたいと思います。

資料の方の別紙資料の①につきましては、平成24年4月3日から4日における潟上市全域の強風による被害状況でございます。②につきましては、このたび補正をお願いしている各部署が所管している施設及び設備等の被害状況でございます。

なお、大変恐縮でございますけれども、資料①の上段、箱枠の中に天候概況が書かれておりますけれども、その年号に誤りがございます。「23年」を「24年」にご訂正いただけますようお願いしたいと思います。

それでは、歳出について申し上げます。予算書をお願い致します。

歳出予算の主なものにつきましては、修繕料の2,497万円で、破損した公共関連施設等の修繕を行うものでございます。

また、委託料の主なものにつきましては、倒木の処理委託料でございます。

公共関連施設等の被害総額については2,700万円でございます。主な内容としては、飯田川庁舎の車庫及び物置が227万4,000円、天王総合体育館ほか体育施設が412万8,000円、公園施設及び市営住宅が494万4,000円等となっております。

内容につきましては資料の方をご覧になっていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） ただいまの補正の予算についてというよりも、今回のこの風の被害についての被害状況の集約の仕方。先ほど市長から行政報告がありまして、警戒部を立ち上げてその対応をして、10日の午後2時に解散したということですが、農協や、それ

から共済組合等々、それから、自ら職員等が点検をしながら公共の建物並びに被害に遭った自己申告された農家の方や家屋の被害等だと思いますが、漏れはないかなということをお尋ねしたいわけです。というのは、我々自治会の会長をやっておっても、午前中ずっとあの中回って歩くんですけれども、ごみ集積所等が全壊をして飛ばされたということがあるわけで、それらのところの把握の実態がこれですべてかなというのを感じるわけですので、そういうところを警戒部としてはどのように対応されたか、詳細にご説明をお願いします。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 9番戸田議員にお答え申し上げます。

この警戒に当たりましては、警戒部の前にもう既に市の職員がそれぞれの部署で対応しております。その部署の中で、生活環境課の方では随時、湖東消防署の方からその情報が伝達されております。

なお、夜間の強風でありましたので、夜が明けてからそれぞれ各担当者が現地に赴くというようなことで情報の収集に当たっております。

なお、今、ただいま戸田議員の方から申されましたように、それこそ地区のそのごみ箱とかそういうところまでにはなかなか、被害というところまでは調査できませんでしたがけれども、主にこのたびの被害につきましては強風によります屋根の剥離、あるいは壁の損傷、屋根の破風のまず損傷ということが主でございました。それとあわせて、倒木によりまして電線に寄りかかっているとか、あるいは道路をふさいでいるとか、そういうことで市の方にその対応を寄せられております。その際には、消防並びに市の方で、直接わたったものもございすけれども、そのような形で情報の収集は致しております。

それからあと、農業被害につきましてはなかなか被害の把握に時間がかかっておりましたけれども、二つの農協につきましても、各その農協単位で各地区にそれらの調査員を派遣致しまして情報収集したものを市の方に提供していただいて、それを全部集約したものが先ほど皆様の方に資料として渡した内容でございます。

以上でございますので、この後、またもしかすれば出てくる可能性がありますけれども、それらについても最終的にしっかりと報告書に取りまとめておきたいと思っておりますので、宜しくお尋ねしたいと思っております。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 2点お尋ねします。

1点は保険関係でございますが、災害が2,700万円というふうなことでございますが、この保険の関係等についてもうちよっと詳しく報告していただきたいというふうなことが1点。

それから、豊川コミュニティも屋根はがれたりというふうなことがございますけれども、この中に入ってませんが、どのような対応をするか。それから、どのくらいの損害があったものかというふうなことについてお聞かせ願いたいと思います。

以上2点です。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 4番藤原幸作議員にお答え申し上げます。

建物災害共済のことにつきましては、市はそれこそ市の市有の施設についてはほとんどがこの共済に入っております。今現在ですと全部で283施設が加入しております。この掛け金につきましては529万1,874円ということになっておりまして、それらについてはこの掛けた部分について、このたび被災になった部分を調査致しながら共済の適用を受けたいということで今進めておりますけれども、しからばどの程度交付されるかということについては、先ほど予算の中にもありましたけれども、もう少しまだまだ精査していかないとわからない部分がございますので、この後また正確な金額が出ようかと思っておりますので宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 教育長。

○教育長（肥田野耕二） 昭和豊川コミュニティのことでしたので、この中に入れてあります。具体的にわたっては出てますが、それをもし必要であればお渡し致します。全体的には、玄関、事務室、屋根のはがれ、玄関といっても屋根の方です。断熱材の散乱とかこういうふうなものが入っておりますして、38万円程度の被害となっております。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 先ほど、この表で見ますと住家80軒、非住家47軒となっておりますが、市長の報告の中で「強風による屋根の剥離など住家の一部破損50棟」とおっしゃっていましたが、印刷物では「80」になっておりますけれども、どちらが正解でしょうか。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 10番佐藤義久議員にお答え申し上げます。

80棟でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 先ほど来、市長の施政報告の中にも1番に報告がありました。あのとおりの強風被害ということで、ご案内のとおりでありますけれども、いち早く臨時会を招集して公共施設の補修等は今回行うということでもあります。これはよくわかりました。今回の強風被害ということで関連しておりますので、あわせて資料の中に、いわゆるその公共施設以外、農家のビニールハウスをはじめとした農業被害等々がありまして、今、私ども計算してみましたら公共の2,700万円を引きますと1億2,423万4,000円というのが今、今時点での民間の被害ということになります。

先ほどの市長の行政報告の中には、県の動向も見極めながら関係団体とよく協議をすると。そして、可能な限りの対応をしたいというふうなことで、そこまではよくわかりましたが、当局をはじめ皆さんもご案内のとおり、隣接の市町村においては、いち早く議会側に対しても被害状況の報告、あるいはまた、それに対する向き合い方というものをきちっとしておることが魁新聞等々で報道されております。我が潟上市におかれましては一切そのことがなくして今回の臨時議会ということで、実際のところ、周辺、あるいは県等々の動向も見ながらやらなきゃならない事情というものもわからないわけでもありませんが、まず一つ、その議会に対する、議決機関である議会に対するやっぱり状況の説明なり対応の仕方というものの、ひとつお示しがあってもよかったのではないかなというふうなことを私は今感じておるところであります。

あわせて、農家の被害が非常に甚大でありますけれども、この県の動向等を見ながら協議といいますが、6月議会で対応となれば相当まだ間があります。現実、農作業は着々と今非常に急がなきゃならないという背景下にあります。そういう状況を総合的に判断された場合、今後やっぱりスピード感を持って、農家が生産意欲を失わないような支援というものが私はやっぱり緊急の大事な課題ではなかろうかなというふうに思うわけですが、その点について、6月まで待って対応しようとするのか、あるいはまた産業団体等においてこのとおりの要請が来ておるわけですから、それに臨時会等々をもって、スピード感を持って対応するというスタンスなのか、この点について今まで、今日までの報告ができなかった状況は何だったのか。そしてまた、今後の対応のスピード感というものはどういうふうな認識を持っておるのかという2点についてお答えいただければありがたいと思います。



○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 17番さんの質問にお答えします。

まず1点目でございますが、男鹿市の場合は関係委員会にこれ毎年長くやっている。潟上市、天王についてはなかったということですが、我々が一番先に検討したのは、公共施設の被害額が、額は小さいんです。小さいといえは侮辱だども、何百万、何千万とない。だけれども、足すと2,000万ぐらいになるとすると、やっぱり専決処分に当たるのが、額は小さいけども。私はあと、とにかく報告が大事だと。要するに農業被害も含めて、幾ら報告会を兼ねた臨時議会をお願いしたいというのが趣旨でありました。

この後どうするかということについては、近辺の議会等を考えながらやっていきたいと。基本的には今までどおりでいいと考えています。

それから、2点目については、行政報告にも書いていますが、県の対応というものと、それからそれに対応する我々当局、あるいは農業団体等と協議しなきゃならない。整合性がなきゃならない。農協についても秋田みなみと湖東があるという整合性があると。今現在の廃プラの処理の仕方についても違いが出てきているような感じがするので、そこから辺慎重ににらめていかなきゃならないということ、基本線を申し上げますと、6月でなくて臨時議会も視野に入れなければならないだろうということですよ。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 今、石川市長のご答弁いただきましてよくわかりました。私ども議会というのはやっぱり市民の代弁者でありますし、こういうふうな一朝有事のときは、やはり当局もそうでありますけれども、我々議員に対しても農家をはじめ市民の皆さんは市政の態勢はどうなるんだと、我々に対してどういう手を差し伸べてくれるのかということ、議員であるが故に当然声をいただくわけですよ。ですから、やっぱりこの状況というのは共通認識を持って、そして進めていけば、当局の姿勢も我々のスタンスもまた市民によく伝わると。そうすれば市当局も議会も非常にやっぱり一朝有事の際は頼りになるというふうなことの評価をいただける結果に私はなると思うんです。ですから、どうかひとつ適時に、今後、市長の二つ目の答弁の中で臨時議会も視野に入れながらスピード感を持って対応するということが私納得しますが、どうぞひとつ市民が、しかも農家が生産意欲を失わないようなスピード感と対応を十分にひとつお願いしたいと思っております。

宜しくお願い致します。質問を終わります。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。12番。

○12番（岡田 曙） 市長が行政報告の中で、被害に遭った住宅の修理は住宅のリフォーム補助金が利用可能だと説明しましたけども、このリフォームの補助金というのは完成してからでなければいけないわけですけども、この修理する事前において、やはり高齢者とか低所得者というのは今大変な状況に置かれていると思います。銀行にも保険にも入っていない方もいらっしゃるし、そしてまた銀行の融資を受けられない方もいると思います。実際に私の近くでやっぱりトタン屋根が飛んで雨漏りして、入ってないということで我が家に泊まりに来た方もいらっしゃるって、それで社会福祉協議会の方に連絡しましたら、これぐらいは13万円ぐらいかなと言われて、13万円ぐらいは貸してあげると、そう言われましたけども、13万円ではできないって。どうかこういう方がいらっしゃる場合は低金利で、今、農業委員会の会長さんからこの要望書を出されておりますけども、こういう住宅にも低金利の融資制度、年齢制限なしで受け付けできますでしょうかと思ひまして、市長のご答弁を宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 12番岡田 曙議員にお答えを致します。

リフォーム事業につきましては、現在行っているリフォーム事業ということで進めてまいりたいというふうに感じております。

低金利の融資等につきましては、今のところそういう制度というものはございません。やはりこういう災害時になった場合については、いろんな関係機関のところでそういうものが出てくるのか出てこないのかちょっと今のところはっきりはしませんけれども、やはりそういうようなところをまず、私どもの方、市の方でそういうものが情報としてあればお知らせをするというふうな状況になると思いますけれども、それ以外のところについては現在のところ、こういう低金利の融資というものは市の方ではまだ行おうという考えはございませんので、宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 12番、再質問ありますか。12番。

○12番（岡田 曙） そういう制度がございませんというご答弁でございますけども、今大変な状況に置かれているのは実際事実なんです。是非そういうふうに寛大に対応できればと思いますので、いいです、答弁は。ありがとうございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第37号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成24年第4回潟上市議会臨時会を閉会します。

---

午前10時40分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 堀 井 克 見

〃 署名議員 藤 原 幸 雄